

令和3年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和3年12月15日（水曜日）

---

○議事日程（第5号）

令和3年12月15日（水）午前11時20分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第64号 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第65号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第66号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第67号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第68号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について
- 日程第 7 議案第69号 令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 8 議案第70号 令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 9 議案第71号 令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第72号 令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第11 議案第73号 尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第74号 尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第75号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第14 請願第 2号 旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第15 議員派遣について

○出席議員（10名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
5番	村田	幸隆	議員	6番	三鬼	和昭	議員
7番	内山	左和子	議員	8番	中村	レイ	議員
9番	中里	沙也加	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副	市長	下村	新吾	君
会計管理者兼会計課長		平山	始	君
政策調整課長		三鬼	望	君
政策調整課参事		西村	美克	君
総務課長		竹平	專作	君
財政課長		岩本	功	君
防災危機管理課長		尾上	廣宣	君
税務課長		仲	浩紀	君
市民サービス課長		宇利	崇	君
福祉保健課長		山口	修史	君
環境課長		吉沢	道夫	君
商工観光課長		森本	眞明	君
水産農林課長		芝山	有朋	君
水産農林課調整監		丸茂	亮太	君
建設課長		内山	眞杉	君
水道部長		神保	崇	君
尾鷲総合病院事務長		佐野	憲司	君
尾鷲総合病院総務課長		高浜	宏之	君
教育長		出口	隆久	君
教育委員会教育総務課長		森下	陽之	君
教育委員会生涯学習課長		三鬼	基史	君

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監  
監 査 委 員  
監 査 委 員 事 務 局 長

植 前 健 君  
福 本 和 行 君  
野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
事務局次長兼議事・調査係長  
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊  
北 村 英 之  
相 賀 智 惠

〔開議 午前 11 時 20 分〕

議長（三鬼和昭議員） あらかじめ御通知申し上げましたように、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、開議時刻を繰り下げ、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第 5 号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において、9 番、中里沙也加議員、10 番、仲明議員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 64 号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」から、日程第 13、議案第 75 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号）の議決について」までの計 12 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 12 議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託し御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔1 番（南靖久議員）登壇〕

1 番（南靖久議員） それでは、委員長報告をさせていただきます。

行政常任委員会に付託になりました、議案第 64 号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」、議案第 65 号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第 66 号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第 67 号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第 68 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 11 号）の議決について」、議案第 69 号「令和 3 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 70 号「令和 3 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 71 号「令和 3 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 72 号「令和 3 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」、議案第 73 号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」

て」、議案第74号「尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」、議案第75号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」、条例改正5件、予算関係6件、指定管理者の指定1件の計12議案について、委員会における審査の経過並びその結果について御報告申し上げます。

去る12月9日と10日、2日間にわたり、市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」から、議案第75号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」までの計12議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、委員会審査の中で、議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」は、今回の条例改正は了とするものの、尾鷲市にとってもっと独自性のある奨学金の貸与金額や返済期間の問題等も含め、今後においてはもっと検討の余地があるとの意見が出されました。

また、議案第71号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」につきましては、コロナ禍の中、診療人口や手術件数の減少等により病院経営を危惧する意見が出ました。いま一度持続可能な病院運営を行うべく医師確保のため、医療派遣機関とのネットワークの構築等、スタッフ全員が一丸となって病院経営を行っていただきますよう委員会として申し添えたいと思います。

最後に、議案第75号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」のうち、3款民生費の予算の中で、子育て世帯等臨時特別支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯への支援として、零歳から18歳までの子供1人当たり5万円を先行支給するものであります。緊急経済対策の趣旨を踏まえ、執行部におかれましては職員一丸となって可能な限り迅速な給付に努めていただきますよう委員会として要望をしておきます。

以上をもちまして、常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第65号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第66号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第67号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第68号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第69号「令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第70号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第71号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第72号「令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第73号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第74号「尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第75号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」を議題といたします。

ただいま議題となりました請願につきましては、所管の行政常任委員会に付託して、御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を



求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） 行政常任委員会に付託になりました請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」。請願提出者、尾鷲市矢浜1の25の25、団体名「市民・住民まちづくりの会」、代表、楠裕次氏、紹介議員、中村レイ議員、内山左和子議員、西川守哉議員提出の請願2号について、委員会における審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

去る12月10日当委員会での請願審査に当たり、午前10時よりおわせSEAモデル事業の中で計画をしている旧三田火力発電所跡地へのスポーツ振興ゾーン予定地視察と、現在撤去中の発電所跡地の進捗状況を尾鷲三田工事所、桑原所長より説明を受けてまいりました。

当委員会での請願審査は、まず、紹介議員から請願の趣旨説明を受けた後に、各議員から紹介議員に、請願書に記述されている趣旨等についての質疑応答が行われました。

特に、スポーツ振興ゾーンの中に予定しているキッズパークの場所について紹介議員は、高圧変電所に隣接しており交流磁場等の影響があり、決して健康な場所とはいえないとして電磁波による被害を受けると主張をするものの、その根拠が明確でないと異論を述べる委員も多くいたことから、電磁波による人体への影響についておのおの主張を展開して、質疑応答は互いに譲ることなく平行線のまま終了をいたしました。

この電磁波等の問題について執行部からの見解は、変電所から生じる電磁波については中部電力から、国が定める基準より十分低く健康への影響はないとの報告を請願審査前に受けていることも併せて御報告をいたします。

また、他の紹介議員の1人は、津波浸水域に津波避難場所として計画をしている築山については、旧発電所構内は巨大地震により液状化等が懸念されることから、海側に整備する避難場所としての築山は最も危険でふさわしくないとする意見も出されました。

請願審査の終了後、紹介議員より請願に対する議員間討議の申入れがあり、議員間討議の実施について賛否を採ったところ可否同数となり、議事進行上、暫時休憩が必要と判断し、一時委員会を中断いたしました。

申すまでもなく議員間討議の目的は、市の重要な課題について合意形成に向け

た議論を尽くすことにより論点を明確にして、議員間の共通理解を深め、市民に対する説明責任を果たすことを目的とするものですが、委員会での審査のやり取りを聞いておきますと、お互いに主義主張を一步も譲ることなく平行線のまま審査を終えたことを鑑み、委員長として請願趣旨に対する合意形成に向けた討議は非常に難しいものと感じました。また、本会議で上程された各議案議決前に討論の時間が保障されていることが主な理由で、委員長として議員間討議を実施しないものと判断いたしましたところであります。

よって、請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」につきまして、委員会としての賛否の決定を行い、請願を採択すべきものとする委員の挙手を求めたところ、賛成4人と過半数に至らず、可否同数となりました。

尾鷲市議会委員会条例第17条可否同数の場合は、委員長の決するところによる旨の規定により、請願第2号につきましては、委員長において不採択すべきものと採決をいたしました。

なお、委員長裁決となった請願第2号、請願の趣旨である、津波浸水域である旧発電所跡地へのスポーツ施設等の計画の見直しを求める請願については、私としても請願の趣旨は理解できるものの、5市町による広域ごみ処理施設建設に向けた候補地が4市町から提案され、現在の市営野球場に予定をされていることから、高台に平地の少ない本市にとっては代替となるのは中部電力が所有する約19万坪の土地しか見当たらず、令和10年4月稼働予定の広域ごみ処理場整備を円滑に進める上で、広域構成市町から新たな野球場等整備に係る整備費用については、社会資本整備交付金等を活用することを条件に最大8億5,000万円まで捻出可能である旨の了承もいただいております。

また、おわせSEAモデル協議会の合意もあり、市は集客交流人口を高めるために現在の旧三田火力発電所跡地をスポーツ振興ゾーンの予定地として、都市計画法に基づき、行政手続等を現在進めているところであります。

しかし、私の知る大半の市民は津波浸水域である発電所跡地へのスポーツ施設等の整備について、施設を利用する子供たちや市民の命の保障や安全の確保が万全でない限り反対してほしいとの声が大きく、どうしても中電用地しかないのであれば旧東邦石油の跡地第1ヤードや第2ヤードなら短時間で高台に避難できることから、現在進めようとしている発電所の整備計画をいま一度見直してほしいと望む市民が多くいることも現実であります。

また、12月21日と26日の両日、この計画を推進するに当たり都市計画法に基づき市民公聴会が予定をされております。公聴会で、市民から出される要望や提案等についても、今後、我々は注視をしなければならないと考えております。

よって、私は委員長裁決の判断に当たり、今後の都市公園計画推進等については、市民や議会の理解は当然のこと、5市町及びおわせSEAモデル協議会とも、ともに連携を密にして、都市計画審議会の議を経た後に進めるべきだと考えております。

最後に、委員長として請願第2号は不採択と裁決をいたしました。私は、同計画の事業推進に関連する野球場等を含むスポーツ振興ゾーンの整備に関しては、近い将来必ず発生すると言われている巨大地震、巨大津波に対して、同施設内で1人の犠牲者も出さない最大可能な限りの整備計画を策定して、市民の前に提示することが今求められていることを、委員長として強く指摘しておきたいと思っております。

よって、執行部におかれましては、後に開催予定の土地計画整備事業に係る市民公聴会や尾鷲市都市計画審議会等で出される提案や意見を十分踏まえた上で、本事業推進に取り組んでいただくことを切にお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許可いたします。

最初に、9番、中里沙也加議員。

9番、中里議員、きちっと議席番号を言ってください。

9番、中里議員。

〔9番（中里沙也加議員）登壇〕

9番（中里沙也加議員） 皆さん、こんにちは。中里沙也加です。

私は、請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」につきまして、賛成の立場から討論に参加いたします。よろしくようお願い申し上げます。

私は、現役子育て世代であり、母親目線でお話しさせていただきます。

まず、高圧電流による電磁波被害の観点から、最大27万5,000ボルトの高圧電流が流れている変電施設に隣接する場所に、キッズパークや野球場などを建設することに疑念を持ちます。市執行部は、影響はないと説明されておられますが、先日の行政常任委員会で中村議員の発言を拝聴し、交流磁場における高圧電流の健康被害の可能性が完全に払拭できていない現状において、多額の税金を使用し、変電施設の近くに公共施設を建設することはいかがなものかと考えます。

次に、野球場、キッズパークなどのスポーツ施設を津波浸水区域である建設予定地に建設すべきではないと判断します。

東日本大震災以降、津波浸水区域内に多額の税金を使用し、新規の公共施設を建設することは大きな疑問を抱かざるを得ません。避難場所として、築山の建設を予定されておられますが、もし、東日本大震災級の二十数メートルが襲来した場合、やはり約15メートル前後の築山では心もとなく、先ほどの南委員長のお話からもあったように、やはり防災の観点から十分に安全安心とは言えず、母親目線として子供があそいで遊ぶことに対し地震津波などの恐怖を感じ、人的被害の可能性を強く懸念してしまいます。

内閣府において、今後30年以内に南海トラフ地震が起こる確率は80%と言われている中、ハードの側面から南海トラフ大地震において、中電跡地の築山等で命を守ることが本当にできるのでしょうか。私は、石巻や陸前高田など東北において高台に避難できなかった子供たちが大津波に飲み込まれた現実を目の当たりにし、このような惨事が現実になり得ることだと強く認識しております。

最近、地震が頻発しており、まさに大災害の足音が近づいているのではないかと感じざるを得ません。同時に、尾鷲市において「津波は、逃げるが勝ち！」と標榜しておられますが、地震が起こった際、私自身キッズパークから山側の高台へ2次避難する際に、子供2人を連れて5分以内に安全な場所に避難するということは不可能に近いと思われまます。

以上、2点の理由から、「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」に対して採択をすべきだと考えます。

先ほどの全員協議会からしましても、非常に、尾鷲市ひいては議会の在り方に非常に疑問を持ちますが、ぜひとも議員の皆様の御賛同を切にお願いして、拙いですが、賛成の立場からの討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 中里議員、討論以外の発言は削除します。

次に、10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」について、反対の立場から討論をいたします。

広域ごみ処理施設建設に伴う代替新野球場建設は、5市町の一部事務組合である東紀州環境施設組合で協議され、事業費の上限及び各市町負担金などの野球場の移転補償に係る基本協定書が締結されており、代替施設であることから、令和6年度までに完成もしくは着工されるべき施設であります。

これまでの経緯は、令和2年10月30日の行政常任委員会で、代替野球場の建設事業費上限額8億5,000万円が示され、令和3年1月21日の行政常任委員会では、野球場の移転補償費に係る基本協定書案が示され、その後締結をされております。また、令和3年3月19日の行政常任委員会では野球場の財源確保のため、国庫補助の社会資本整備総合交付金を活用するため都市公園整備事業として認可を受けるための報告があり、令和3年3月31日の臨時議会では、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料1,632万1,000円を可決し、令和3年10月22日の行政常任委員会で、おわせSEAモデルスポーツ振興ゾーンについて、国市浜公園の整備である野球場、築山、多目的スポーツ広場、キッズパークの平面図と計画行程表が既に示されております。

そもそも平成元年3月22日おわせSEAモデル協議会から示されたおわせSEAモデルグランドデザイン（案）には、Sゾーンの施策イメージに、サービスを主眼に市民も観光客も楽しめる場所として運動施設や公園が含まれており、これまでの経緯から中電跡地へのSゾーンに代替野球場を建設することは、SEAモデル構想の1施設と捉えております。

さらに、本年3月31日の臨時議会において、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定業務委託料の討論に参加し、私は今回と同様の理由におきまして委託料の賛成討論を行いました。

このように、これまでの行政常任委員会の審議経過等があり、議会制民主主義と議会の責任の重さを考えると、とてもこの請願に賛成することはできません。

議員皆様の御賛同をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（三鬼和昭議員） 次に、7番、内山左和子議員。

7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 私、内山左和子は、請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

一般質問でもいろんな課題を言わせてもらいましたが、まず、土地の契約もできていない土地に計画を持っていくのは、市の姿勢に疑問を持ちます。

2、野球場、キッズパーク、多目的広場など、人を集客する場所を市が率先し津波浸水域に造るべきではありません。津波浸水域にたとえ築山、避難経路をつくっても命は守れません。市が率先して人を集客する場所を津波浸水域に計画することは、いつ起こっても不思議でないと言われている南海トラフ巨大地震に対し、危機感を持っていないのではないのでしょうか。私たちは、津波浸水域で生活しているから危機感が薄れてきているのではないのでしょうか。危機感が持っていれば、市民の命が守れない場所は選びません。その場所に、無駄になってしまう莫大な市民の税金を投入できないでしょう。

私たち市長及び議員は市民の安心で安全な生活を守ることが、一番の使命です。市民団体は、自分たち市民の安全と生活を考えて、計画を反対ではなく、場所を見直してくださいと言っています。計画には反対しません。場所を見直していただきたいので、請願に対し賛成します。

しかし、賛成するだけでは無責任だと思うので、言わせてください。

先日、旧三田火力発電所跡地を視察させていただいた際に、工事予定を説明していただきました。来年度から揚油栈橋の撤去の壮大な工事が始まり、広大なバックヤードが必要であり、工事完成までまだまだ時間がかかるのではないのでしょうか。その間に中部電力にお願いできるのであれば、第1ヤードにスポーツゾーンを工事が5年かかると聞いているので、その間に市民と一緒に真剣に案をつくり上げていったらどうでしょうか。また、第2ヤードは子供のキッズパークや雨天遊び場など、若い親御さんたちの夢をかなえる場にしたらどうでしょうか。慌てなかったらこの二つの場所を都市計画公園に決定できるでしょう。

最後に、今回の請願に対し、行政常任委員会で反対議員の方たちの意見を聞きながら、討議できなかったこと、また、公聴会での市民の声を聞いてからの討議ができなかったことをとても残念に思います。

以上、旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設などの計画見直しを求める請願に対しての賛成討論を終わります。よろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 次に、2番、小川公明議員。

2番、小川公明議員。

〔2番（小川公明議員）登壇〕

2番（小川公明議員） 請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」について、反対の立場で討論をさせていただきます。

おわせSEAモデルにおけるスポーツ振興ゾーンは、3年前にグランドデザインを策定する際に、市民の皆様からのアンケートなどを踏まえて発電所ヤードに位置づけられたものであります。その整備につきましては、現在、広域5市町で進められております広域ごみ処理施設建設に伴う代替球場の建設を含み、執行部から説明のあった社会資本整備総合交付金を活用し、本市はもちろんのこと各市町の費用負担を軽減するために必要不可欠な都市公園事業として、発電所ヤードでの計画が進められております。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。正午なので、ちょっとすみません。

2番（小川公明議員） 分かりました。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後0時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

2番（小川公明議員） また、令和6年度からの現既成野球場の撤去工事開始までに、代替球場建設を進めるためには、一刻の猶予もないことも明白であります。事業計画では、津波浸水域であることから利用者の安全確保が必要であり、高台への避難誘導は無論のこと、一時避難場所として築山を整備するなど、その対策を同時に計画しており、津波浸水域だからといって必要な事業を進めないということにはなりません。加えて、請願書では、変電所に隣接するとの理由から交流磁場等の健康への影響を指摘しておりますが、その数値は国が定める基準を十分に下回っているとの報告を受けていることから、何を根拠に指摘しているのか理解できません。

これらのことから、広域ごみ処理施設建設を円滑に進めるために代替球場建設を一体的に進める必要があり、そのためにはスポーツ振興ゾーンを現在の計画に沿った都市公園整備として着実に進めることが必要不可欠であることから、本請願について反対するものであります。

御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、8番、中村レイ議員。

8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） 請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

私がこの請願に賛成した一番大きな理由は、野球場などを含む施設に反対ではなく、見直しを求めているという点です。市民団体の皆様は何でも反対なのではなく、よりよい尾鷲の将来のために計画の見直しを求めているのだと思っております。

請願の要点は、高台から一番遠い浸水域に多額の費用をかけるべきではなく、ほかの場所を探すこと、その1点に尽きるのではないかと思います。高額な築山や避難道を新設せずとも短時間で高台へ逃げられる場所か、もしくは高台に分散型の都市公園を計画し直すべきではないでしょうか。地下水位2メートルから3メートルの場所で液状化のおそれがあり、津波対策の築山の予算は既に1億6,500万円から4億5,000万円に跳ね上がっています。築山を避難所指定した場合、津波による被害者がもし出たら賠償金対象とはならないのでしょうか。たとえ黒潮道路をまたぐ歩道を設置したとしても、老人や子供が5分以内に高台まで避難できず被災した場合も同じように、こちらも補償対象となるおそれはないのでしょうか。高圧線高圧変電所の横に描かれたキッズパーク、WHOは2001年各国に対し、安全であることが確認されるまで回避を求めています。現在操業中の高圧線高圧変電所横にキッズパークを後出し企画し、中部電力の企業イメージを悪くしかねない計画が上がったことについて、関係者の皆様に心より深くおわびを申し上げたいと思います。

広域ごみ処理施設さえ建設不相当と判断された工業用地に、なぜ親子三代健康公園をわざわざ造らなくてはいけないのか。都市計画公園については、人口推移、税収予測、財政見通しなどから、芝生維持管理費用も含め、今後、市税額に及ぼす影響など分かりやすく市民に説明することも必要ですが、果たしてそれは行われたのでしょうか。

議員は、市民の懸念に寄り添うための存在ではないのでしょうか。

基本計画に1,632万1,000円という費用をかけ、管理棟もなくトイレも書かれていないこの計画が、16億、もっともっと増えていく、際限なしに増え



ていく計画になるのではないのでしょうか。

しかし、1,632万1,000円という、その費用をかけたからこそ、今、いろいろな問題点が見えてきました。そして、それをチェックすることこそが、議会の仕事だと私は思っております。

来年度の本予算に計上されるであろう1億2,000万をかけた詳細設計に進む前に、この基本設計でいろいろな問題点を洗い出し、この一連の作業こそがP D C Aであり、議会に求められている仕事です。

基本設計に賛成してしまったから前に進まなければならないなどと思わない。その勇気を持つことこそが議員の務めではないのでしょうか。孔子いわく、誤って改めざる、これを過ちという。私たちはよく誤りを犯します。しかし、できるだけ過ちを繰り返さない生き方を目指していくべきではないのでしょうか。

どうか皆様の御賛同を切に願い、賛成の立場からの討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 次に、3番、濱中佳芳子議員。

3番、濱中佳芳子議員。

〔3番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3番（濱中佳芳子議員） 通告に従いまして、討論に参加をいたします。

請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」について、反対の立場で討論いたします。

まず、浸水域についての考え方を述べます。10年前の東北大震災の折、被災後の8月に宮城県南三陸町を訪れました。請願の折の説明にも言われましたが、高台から見たその町は尾鷲市とそっくりな地形で、町なかに3本の川が流れ、それに沿って遡上した濁流で平地のほとんどが飲み込まれていました。南海トラフで地震が発生すれば、尾鷲市を襲うであろう被害を容易に想像できる眺めであったことは、今でも脳裏に焼きついています。それから10年、尾鷲市が手がける公共施設計画では、何度も浸水域への考え方が議論されてきました。

ここで御理解いただきたいのは、南三陸町とそっくりな浸水域を持つ尾鷲市でありながら背後地の形が違うということと、年間を通しての気象条件の違いです。南三陸町は、被災後5か月足らずでしたが高台に仮庁舎ができていて、避難された方々も仮設住宅がしっかりと設置されておりました。尾鷲市のようにぐるりと土砂災害警戒区域で囲まれていない地域だということです。

浸水域議論で記憶する中に、早田のコミュニティー建設があります。当時も、

あそこでよいのかと心配する声はたくさんありました。確かに津波を考えれば高台に求めたいところで、候補地は元小学校跡地でどうなんだとなりました。ところが、小学校跡地は以前に土砂災害が起きていて、毎年のように豪雨が襲うこの地域で安全のためにと求めるには無理があり、豪雨のときの避難所の役目も求められる施設の適地ではないとの判断から、現在に至っています。ただし、高齢者が多いこの地区では、スムーズな避難行動のための避難路を確保することで安全対策とされました。

このように、尾鷲市では津波に対する防災だけを考えるわけにはいかないことから、逃げる防災を方針として進められてきました。50年前、町全体が泥の濁流にのみ込まれた南輪内では、雨の予報が出れば降りが弱いうちに避難する。高齢者が増えて避難が困難になっている港町周辺は、毎年避難訓練を繰り返す。足元に不安を抱える人を置き去りにしないためにと自主防災組織がリアカーを用意して、その利用も繰り返し行っています。

ここにいれば全ての災害から身を守れるという場所がほとんどない当市で暮らすために、様々な経験からいかに逃げて命を守るかという対策に取り組んできました。

現在、計画されるSEAモデルにおいても、いかに安全を確保するかはまだまだ議論の余地が残されていますが、浸水域だから使わないということだけで賛同することはできません。さらに、魚のまち尾鷲を支える水産業の振興及び物流観光、防災での港湾活用を目指す尾鷲市港まちづくりビジョンの実現を進めていくためにも、海岸沿いをいかに活用するかの議論が欠かせません。

民間だけをお願いすれば、経済的な振興が最優先になります。行政が関わるからこそ、安全を求める整備に注力できるのではないかと考えます。

次に、電磁波についてですが、総務省の定める安全基準が200マイクロテスラ、国内における身近に電磁波を発生させる機器のほとんどが、この基準を大きく下回っています。一部精密な心臓ペースメーカーなど医療機器には制限のかかるものもありますが、これも15センチ以内の接近に気をつけてとも言われます。実際に、操業中の発電所の計測データが確認されています。構内いずれの場所においても200マイクロテスラの基準に対して1未満であります。これは、家庭内にある様々な家電製品と同等、あるいはそれより低い数値であります。なお、これまで長年にわたり構内で勤めてこられた関係者から電磁波による健康被害は示されていません。

3年前、中部電力様から御提案いただき新たに協定を結び、ひとえに尾鷲市の地域振興に寄与するおわせSEAモデル構想において、まずは地域住民、さらに、尾鷲に魅力を感じ訪れていただく大勢の人々の安全と幸せ、持続可能な計画とするため、なお一層議論を深めることを執行部に求め、私の請願に対する反対討論といたします。

どうか御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、4番、西川守哉議員。

4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 西川です。賛成討論させていただきます。

初めに、市民・住民の会から提供された請願について、私なりの持論で賛成討論をさせていただきます。

先日の火力跡地の視察で、非常に参考になりました。中部電力関係の皆様にもこの場をお借りして、御礼を申し上げます。

ふだん一般市民はこの中に入って見学することのできないあの広大な敷地を、新聞や資料の図面で見るとは、想像していたよりも広大で黒潮道路を境に折りたたみ、国道近くまで及ぶことに改めて実感した次第です。ふだん見ることのできる第1、第2ヤードを借用するとしても気が引ける思いであるのに、あの広大な敷地を無償で使わせろなどと厚かましいにも程がありませんか。

尾鷲市は中部電力さんに解体工事に特定の業者だけを使えとお願いしただけでも恥ずかしいのに、それでも中部電力さんは立つ鳥跡を濁さずを実行していますよね。あの津波浸水域のSEAモデルの提案は社交辞令として受け取り、ここは尾鷲市として、立つ鳥の跡を見送るで行きましょう。そうでないと浜岡原発みたいに、中部電力さんは何らかの津波対策を講じないといけません。

次に、本題の市民団体からの請願、都市公園整備計画の見直しについてですが、市民団体の方は誰も反対などしていません。そのところを誤解しないでいただきたい。

反対ではなく、見直しです。

現在、ほとんどの市民が津波浸水域で生活しているのは紛れもない事実です。だからこそ、親子三代楽しめる都市公園を津波浸水域で造ることについての請願なのではないのでしょうか。厚かましく中部電力さんをお願いするのであれば、第1ヤードに野球場ならあいあいの丘方面に避難でき、第2ヤードにキッズパー

ク、芝生広場を造るのであればイガ山に数分で避難可能ですが、火力跡地となると、子供たち、高齢者は絶対に逃げ切れません。ならば築山となると、この図面ののり面勾配、これって津波に駆け上がってきてくださいみたいな勾配ですね。そもそも場所を変更すれば4億5,000万なんていう無駄な税金をつぎ込むことはありません。

視察の折にバスを止めた凸凹の波打った駐車場の状態を、他の議員さんもちとも見ましたよね。地下水位が2メートルから3メートルだそうです。津波が来る前に、地震で終わってしまいますね。それともう一つ、黒潮道路沿いに沿った水路、あれも多分地震で駄目でしょう。その南門に架かっている橋ですが、火力ができた当時の橋ですよ。もちろん、現在の耐震基準を満たしていませんから、避難経路にはなりません。それでもなおあの土地にこだわりますか。

とにかくあの火力の跡地は人的被害の少ない商業施設か、ソーラー発電等中部電力さんの好きにしてもらいましょう。とにかく人命第一で、計画の再検討を切望します。

あと一つ、選挙において、名前は控えさせていただきますが、数人の議員さんが、今回で選挙にはもう出馬しないとの表明をされ当選されましたが、この都市公園整備の計画は、今期だけでできるものではありません。自分たちが辞職された後のことも考慮して、採択すべきだと私は考えておりますが、どうでしょうか。

このまま現在の計画を進めることに賛成する議員さん、つまり、請願に反対の議員さんですが、あなたたちの支援者も被害者になり得るということを再認識していただきたい。自分の支援者を危険にさらすことになりますから。

以上で、市民の安全を考えた上での請願に対する私の賛成討論とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

5番、村田幸隆議員。

〔5番（村田幸隆議員）登壇〕

5番（村田幸隆議員） 請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」について、反対の立場から討論に参加をいたします。

請願の中の問題提起についてであります。津波浸水区域という点であります、

その趣旨についてはそのとおりと判断をいたしますが、私は一般質問でもこの問題について当局の考えをお聞きいたしました。

津波浸水域であるがゆえに、避難が遅れた人のために一時避難場所として築山を設置し、また、地震発生時にはこれら施設から速やかに避難できるよう、避難経路の再確定とともに、整備を申し上げ、当局も承知をしておるところであります。

交流磁場等による健康障害においては、先般、当局より健康に影響がないと報告を受けたとおりであります。

スポーツ振興施設については、既存公園等の維持管理ができていない状況で将来負の遺産になるということについては、今回のスポーツや公園については、まず、尾鷲の目玉施策として、釣り文化や林業文化も含めた総合的集客施設を造り、既存の観光文化施設と線で結ぶ拠点をつくろうとするものであり、通常の公園とは目的が全く異なるもので、市の将来をかけた策と言っても過言ではありません。負の遺産云々については、進め、努力、実行することにより、確実に避けられることができるのであります。

また、計画見直しをした場合、それらの見直し期間の間、ごみ焼却場建設事業も遅れることになり、各市町の現施設でこの先続けていける余裕はないのであります。

計画見直しの期間1年から2年、これまでの計画により遅れることによって、各市町において現施設維持修繕に高額の負担、尾鷲市は毎年1億円以上の負担を強いられておりますけれども、各市町も同様に強いられることになり、これまでの5市町協議をしてきたことの意味がなく、これにより広域ごみ処理場建設の協議が無駄になり、広域行政崩壊にもなりかねないのであります。一部事務組合が立ち上がっている現況から、変更は難しいと考えます。

国、県を取り巻く情勢が目まぐるしく変化し、地方自治体の状況もますます厳しくなる現況の中、東紀州各自治体が生き残っていくためには、可能な限り広域行政の構築を図る必要があることから、ここで広域行政の取組を壊すわけにはいきません。

また、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料については、本会議で可決をしており、議決を元に戻すことは自治体議会の本質をないがしろにするに等しく、到底許されるべきでもありません。市をはじめ、市町での広域は止めることはできません。百歩譲って、尾鷲市の単独計画であるなら考え

る余地もあろうが、市町の首長、議会が進めている状況で、尾鷲市の建物や様々な点において議会として冷静に考えるべきであります。

人命を守るのが第一であるがゆえに一時避難場所を設置し、その後、完全に避難、人命を守る策の展開を図るべきで、むしろ、この策こそが大事であります。現在の各市の状況、また、尾鷲市の財源及び置かれた市の土地なり状況を見て判断することが肝要であり、財源、土地なりが余裕があるなら請願の趣旨も理解できます。しかし、財源、土地に余裕のない尾鷲市の状況で、できる唯一の策と判断をするものであります。市の限られた財源、また、市の土地なり状況下で可能な策をつくり、一步一步前に進むしかない市の状況に鑑み、請願については賛成に至らず、反対をするものであります。

議長（三鬼和昭議員） これをもって討論を終結いたします。

これより、採否の決定を行います。

日程第14、請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第2号「旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（三鬼和昭議員） 起立少数。

起立少数であります。よって、本件は、不採択とすることに決しました。

次に、日程第15、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合等につきましては、議長に一任願いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、先月30日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」をはじめとする議案12件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、すがすがしい新年を迎えられますことを祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(三鬼和昭議員) 去る11月30日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和3年第4回定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 0時30分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 中 里 沙 也 加

署 名 議 員 仲 明